



2025年11月28日

各 位

会 社 名 住 友 電 設 株 式 会 社
代表者名 取 締 役 社 長 谷 信
(コード: 1949 東証プライム)
問 合 せ 先 総 務 部 長 堀 内 佐
電 話 番 号 (T E L 0 6 - 6 5 3 7 - 3 4 5 0)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年2月上旬を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年12月23日（火曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- | | |
|---------|--|
| （1）基準日 | : 2025年12月23日（火曜日） |
| （2）公告日 | : 2025年11月28日（金曜日） |
| （3）公告方法 | : 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
https://www.sem.co.jp/ir/advertise/ |

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2025年10月30日に公表した「大和ハウス工業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、大和ハウス工業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2025年10月31日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び当社の親会社であり筆頭株主である住友電気工業株式会社（以下「住友電気工業」といいます。）が所有する当社株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、以下の方法により、当社の株主を公開買付者及び住友電気工業のみとし、当社株式を非公開化することを目的とした一連の手続の実施を要請することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及び住友電気工業は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

この度、当社は、上記の場合には当該要請が当社に対してなされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。但し、(i) 本公開買付けが成立しない場合、又は、(ii) 本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び住友電気工業が所有する当社株式を除きます。）を取得できた場合には、当社は、本臨時株主総会の開催は行わず、本基準日についても利用しない予定です。

なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合には、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上